

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について (3月22日以降の時間短縮分)

緊急事態宣言が3月21日で解除されることとなりましたが、県では、3月22日から3月31日までの期間を段階的緩和期間として、飲食店への営業時間の短縮要請を継続します(営業自粛時間は21時から翌朝5時までに変更)。

これに伴い、要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。

1 支給対象

原則として、令和3年3月22日から3月31日までの全期間、継続して要請に御協力いただいた県内全域の飲食店(食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること)

【要請の内容】

- ・ 21時から翌朝5時までの営業自粛(従来は20時から翌朝5時まで)
- ・ 酒類の提供は11時から20時まで(従来は11時から19時)
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底

2 支給額

1店舗あたり40万円(1日4万円)

- ※ 3月22日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、3月25日までに御協力いただいた場合は、一律28万円を支給します。
- ※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
- ※ 協力金の申請時に営業時間の短縮及び酒類の提供時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

3 本協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで(土・日・祝含む)